

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究（19CA2029）

分担研究報告書

公衆浴場事業所を対象とした子どもの混浴に関する調査研究

研究分担者 杉崎 弘周

新潟医療福祉大学 准教授

研究要旨：本研究では、公衆浴場事業所における子どもの混浴についての年齢制限、トラブル事例、事業者の意識を明らかにすることを目的とした。厚生労働省所管の全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会の協力の下、組合会員数が多い方から13都道府県に対して調査を依頼し、246件の回答を得た（回収率40.3%）。

混浴を禁止している年齢は、10歳が44.0%であり、8歳が14.8%、6歳が14.4%、7歳が13.6%と続いた。子どもの混浴禁止年齢について、トラブルの発生が10.7%、苦情ありが14.8%であった。子どもの混浴を禁止とする年齢をたずねたところ、条例で多かった10歳が23%であり、これよりも7歳の25.4%、6歳の23.9%の割合が高くなっていた。本研究の結果から、基準年齢の引き下げを検討しつつ、特別な事例についても検討する必要があるといえるだろう。

研究協力者

植田誠治（聖心女子大学 教授）

小倉加恵子（国立研究開発法人国立成育医療研究センター 部長）

佐見由紀子（東京学芸大学 准教授）

組合に対して調査を依頼した。対象となった組合の会員数の30%程度にあたる610枚の質問紙を送付し、246件の回答を得た。

本研究は新潟医療福祉大学倫理委員会の承認を経て調査は2020年2月に行われた。

A．調査目的

本研究の目的は、日本の公衆浴場事業者に対して、公衆浴場における混浴についての当該年齢に対する事業者の意識と当該年齢に起因したトラブル事例を明らかにすることであった。

B．調査方法

厚生労働省生活衛生課と全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会との協働によって選定し、郵送法による調査を行った。調査内容は、当該年齢に対する事業者の意識と当該年齢に起因したトラブル事例とした。

厚生労働省所管の全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会の協力の下、組合会員数が多い方から13都道府県の公衆浴場業生活衛生同業

C．調査結果

1) 回収率

12都道府県の公衆浴場業生活衛生同業組合から合計246の回答を得た（回収率40.3%）。

2) 回答者の属性

回答者の属性では、男性が75.3%、女性が23.5%であり、60歳代が38.7%、70歳代が22.6%、50歳代が19.3%であった（表1）。

3) 事業所での実態

混浴を禁止している年齢は、10歳が44.0%であり、8歳が14.8%、6歳が14.4%、7歳が13.6%と続いた（表2）。混浴の例外については、認めていないのが78.2%、認めているのが16.9%

であった(表3)。例外の例として、家族風呂の場合、介助を要する場合、他に客がいない場合などの回答があった。混浴禁止年齢に関する利用者のトラブルについて、なかったが88.1%、あったが10.7%であった(表4)。混浴禁止年齢に関して利用者からの要望では、なかったが84.0%、あったが14.8%であった(表5)。

4) 回答者の意識

混浴を禁止すべき要件では、年齢によって禁止が86.0%であり、混浴禁止の必要はないが12.3%、全面禁止が0.4%であった(表6)。子どもの混浴を禁止とすべき年齢は、7歳が25.4%、6歳が23.9%、10歳が23.0%であり、8歳が18.7%と続いた(表7)。

混浴を考慮する要件として、子どもに障害がある場合が39.5%、公衆浴場の事業者が緩和する必要があると判断した場合が37.0%、一人で入浴することへの心配がある場合(ケガをすることやトラブルに巻き込まれることなど)が24.3%、入浴時に同性の保護者がいない場合が18.9%、シングルファザー(マザー)で異性の子どもがいる場合が16.5%、家族風呂の場合が11.5%であった。

D. 考察

今回の調査結果によると、子どもの混浴を禁止している年齢が10歳である公衆浴場が44.0%であった。6歳、7歳、8歳が13%から14%と同程度の割合で続いた。今回の対象となった都道府県の条例等で定められている混浴の制限年齢は、東京都、神奈川県、兵庫県、青森県、埼玉県、石川県、愛媛県、福岡県が10歳であり、京都府の7歳、愛知県8歳、北海道が12歳となっている(広島県は条例に記載なし)。子どもの混浴を禁止している年齢は、条例等に定められている年齢とほぼ合致していたと考えられる。

子どもの混浴禁止年齢について、トラブルの発生が10.7%あり、具体的な事例では、女児を男湯に入れようとした父親が周囲の客と言い合いになったという事例、子どもの体が大きかったが「浴場法にある」と客に言われて断れなかった事例などがあつた。要望が14.8%であり、具体的な事例では、女性客から男児の女湯入浴についての要望と禁止年齢の引き下げに関する苦情が多かつた。

混浴禁止年齢についての回答者の考えでは、条例で多い10歳は23%であり、これよりも7歳の25.4%、6歳の23.9%が高くなつていた。7歳や6歳というのは、小学校入学年齢と合致しており、回答者の約半数が小学校入学頃を禁止年齢と考えているといえる。また、子どもの混浴の禁止は年齢を基準とすべきとしたのが86%と多数を占めたが、12.3%が混浴禁止の必要がないとしている。禁止にすることで、子どもに二次性徴があつたり、体格が大きかつたりしても、年齢制限の上限に達していない場合には異性混浴ができてしまう可能性がある。一方、年齢制限を設けないことで、事業者が個別に注意するなどに対応することができる。

混浴を考慮する要件では、子どもに障害がある場合が最も高く、年齢制限の適用が難しいと事例といえる。続いて、事業者が緩和する必要があると判断した場合であり、柔軟に対応できる余地の必要性がうかがえる。

E. 結論

公衆浴場において、現状では条例に近い年齢制限が行われており、トラブルや要望も発生している。公衆浴場事業者の大多数は子どもの混浴の禁止は年齢を基準とすべきとしており、約半数が混浴禁止年齢は小学校入学の時期である6歳から7歳と考えていた。ただし、子どもに障害がある場合など、事業者が判断した場合

には緩和する必要もあるという声もあった。基準年齢の引き下げを検討しつつ、特別な事例についても配慮する必要があるだろう。

文献

なし

F．研究発表

1．論文発表

なし

2．学会発表

なし

G．知的財産の出願・登録状況

なし

表1 回答者の性別と年代

性別	n	%
男性	183	75.3%
女性	57	23.5%
その他	3	1.2%

年代	n	%
30歳代	10	4.1%
40歳代	21	8.6%
50歳代	47	19.3%
60歳代	94	38.7%
70歳代	55	22.6%
80歳以上	16	6.6%

表2 混浴を禁止している年齢

年齢	n	%
0	1	0.4%
6	35	14.4%
7	33	13.6%
8	36	14.8%
9	13	5.3%
10	107	44.0%
11	3	1.2%
12	1	0.4%
無回答	13	5.3%
その他	1	0.4%

表3 子どもの混浴の例外を認めているか

	n	%
認めていない	190	78.2%
認めている	41	16.9%
無回答	12	4.9%

表4 混浴禁止年齢に関する利用者のトラブルの有無

	n	%
なかった	214	88.1%
あった	26	10.7%
無回答	3	1.2%

表5 混浴禁止年齢に関して利用者からの要望の有無

	n	%
なかった	204	84.0%
あった	36	14.8%
無回答	3	1.2%

表6 混浴を禁止にするべき要件

	n	%
年齢によって禁止	209	86.0%
混浴禁止の必要ない	30	12.3%
0歳（全面禁止）	1	0.4%
一律の年齢制限とする必要はない	0	0.0%

表7 混浴を禁止にするべき年齢

禁止とする年齢	n	%
3歳	1	0.5%
4歳	1	0.5%
5歳	3	1.4%
6歳	50	23.9%
7歳	53	25.4%
8歳	39	18.7%
9歳	13	6.2%
10歳	48	23.0%
11歳	0	0.0%
12歳	1	0.5%

表8 混浴を考慮する要件（複数回答可）

	n	%
子供に障害がある場合	96	39.5%
公衆浴場の事業者が緩和する必要がある	90	37.0%
一人で入浴することへの心配がある場合	59	24.3%
入浴時に同性の保護者がいない場合	46	18.9%
シングルファザー（マザー）で異性の子供	40	16.5%
家族風呂の場合	28	11.5%
その他	10	4.1%